

教職課程科目表[日本語日本文化学科 中学一種(国語)・高校一種(国語)]

(1)教職に関する科目

教育職員免許法施行規則		本学該当科目			
教職に関する科目	最低修得単位	科目名	単位数	配当年次	備考
教職の意義等に関する科目	2	教職論(中高・養・栄)	2〇	1～2	「資格科目」
教育の基礎理論に関する科目	6	教育原理(中高・養・栄)	2〇	2	「資格科目」
		教育史A	2	2～	総合子ども学科専攻科目
		教育史B	2	3～	総合子ども学科専攻科目
		発達心理学	2	2～3	心理学科専攻科目
		学習・言語心理学(学習心理学)	2	2～3	心理学科専攻科目
		教育・学校心理学(教育心理学)	2	2～3	心理学科専攻科目
		教育制度論(中高・養・栄)	2〇	2～3	「資格科目」
教育課程及び指導法に関する科目	12(6)	国語科教育法Ⅰ	2〇	2	「資格科目」
		国語科教育法Ⅱ	2〇	2	「資格科目」
		国語科教育法Ⅲ	2〇	3	「資格科目」
		国語科教育法Ⅳ	2〇	3	「資格科目」
		道德教育の指導法(中高・養・栄)	2〇	2	「資格科目」
		特別活動の指導法(中高・養・栄)	2〇	2	「資格科目」
		教育方法論(中高・養・栄)	2〇	2	「資格科目」
		教育方法・技術論	2	2～	総合子ども学科専攻科目
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	4	生徒・進路指導論(中等)	2〇	3	「資格科目」
		教育相談(中高・養・栄)	2〇	3	「資格科目」
教育実習	5(3)	教育実習Ⅰ(中高)	1〇	3	「資格科目」事前・事後指導
		教育実習Ⅱ(中高)	4〇	4	「資格科目」事後指導
教職実践演習	2	教職実践演習(中・高)	2〇	4	「資格科目」
法定最低修得単位数 中学一種31単位 高校一種23単位		必修合計単位数 中学一種33単位 高校一種31単位			

(注)1. 単位数欄の○印は必修。

2. 教職に関する科目(上表の本学該当科目)のうち、「教職論(中高・養・栄)」、「教育原理(中高・養・栄)」、「国語科教育法Ⅰ・Ⅱ」、「道德教育の指導法(中高・養・栄)」、「特別活動の指導法(中高・養・栄)」、「教育方法論(中高・養・栄)」は、卒業単位(124単位)に算入されない。
3. 「道德教育の指導法(中高・養・栄)」は、高校一種については、教科又は教職に関する科目の単位に算入される。

(2)教科に関する科目(国語)

教育職員免許法施行規則		本学該当科目			
教科に関する科目	最低修得単位	科目名	単位数	配当年次	備考
国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	1単位以上	日本語学入門	2〇	1～3	日本語日本文化学科専攻必修
		日本語の音声・音韻	2〇	2～3	日本語日本文化学科専攻科目
		日本語の文法・文体	2	2～	日本語日本文化学科専攻科目
		日本語の歴史	2	3～	日本語日本文化学科専攻科目
		日本語の文章表現	2〇	2～3	日本語日本文化学科専攻必修
国文学(国文学史を含む。)	1単位以上	古典文学入門	2〇	1～3	日本語日本文化学科専攻科目
		日本文学・文化入門	2〇	1～3	日本語日本文化学科専攻必修
		日本古典文学史	2〇	2～3	日本語日本文化学科専攻科目
		日本近代文学史	2〇	2～3	日本語日本文化学科専攻科目
		日本近代の文学A	2	2～	日本語日本文化学科専攻科目
		日本近代の文学B	2	1～	日本語日本文化学科専攻科目
		日本現代の文学A	2	2～	日本語日本文化学科専攻科目
		日本現代の文学B	2	1～	日本語日本文化学科専攻科目
漢文学	1単位以上	漢文学Ⅰ	2〇	2～3	日本語日本文化学科専攻科目
		漢文学Ⅱ	2〇	2～3	日本語日本文化学科専攻科目
書道(書写を中心とする。)	1単位以上	書道・書道史Ⅰ	2〇	1～3	日本語日本文化学科専攻科目
		書道・書道史Ⅱ	2〇	1～3	日本語日本文化学科専攻科目
法定最低修得単位数 中学一種20単位 高校一種20単位		必修合計単位数 中学一種22単位 高校一種18単位			

(注)1. 単位数欄の○印は必修。

- 「書道・書道史Ⅰ」及び「書道・書道史Ⅱ」は必修であるが、高校一種の教科に関する科目の単位には算入されない。
- 高校一種については、上表の科目から、必修以外に最低2単位以上修得しなければならない。

◎中学一種・高校一種とも、免許取得のためには(1)教職に関する科目・(2)教科に関する科目・(3)教科又は教職に関する科目の法定最低修得単位数をそれぞれ充たした上で、(1)(2)(3)の合計単位数が59単位以上必要となる。

※中学一種・・・(1)(2)(3)の本学必修科目(選択必修を含む)の合計＝58単位

高校一種・・・(1)(2)(3)の本学必修科目(選択必修を含む)の合計＝54単位

中学1種については、卒業までに本学で定める最低修得単位数に加え、(1)又は(2)の科目から最低1単位以上修得しなければならない。

高校1種については、卒業までに本学で定める最低修得単位数に加え、(1)又は(2)の科目から最低5単位以上修得しなければならない。ただし、(2)の科目からは、最低2単位以上修得しなければならない。

(3)教科又は教職に関する科目

教育職員免許法施行規則		本学該当科目			
教科又は教職に関する科目	最低修得単位	科目名	単位数	配当年次	備考
		人権教育	2°	1～3	「資格科目」
		介護等体験	1°	3～4	「資格科目」
法定最低修得単位数 中学一種8単位 高校一種16単位		必修合計単位数 3単位			

(注)1. 単位数欄の○印は必修。

- 「介護等体験」登録にあたっては、2年次終了までに登録しなければならない科目のうち、前期開講科目の単位が取得できていなければならない。
- 法定の最低修得単位数に不足する中学一種5単位、高校一種13単位については、(1)又は(2)の余剰単位で補わなければならない。

(4)第66条の6に定める科目

教育職員免許法施行規則		本学該当科目			
第66条の6に定める科目	最低修得単位	科目名	単位数	配当年次	備考
日本国憲法	2	日本国憲法	2°	1～3	全学共通科目
体育	2	健康・スポーツ科学実習A	1	1～3	2科目以上 選択必修 (全学共通科目)
		健康・スポーツ科学実習B	1	1～3	
		健康・スポーツ科学実習C	1	1～3	
		健康・スポーツ科学実習D	1	1～3	
外国語コミュニケーション	2	英語会話Ⅰ	2°	1～3	全学共通科目
		英語会話Ⅱ	2°	1～3	全学共通科目
情報機器の操作	2	情報とコンピュータⅠ	1°	1～3	全学共通科目
		情報とコンピュータⅡ	1°	1～3	全学共通科目

(注)1. 単位数欄の○印は必修。

- 卒業に必要な単位及び教育職員免許法に定める(1)(2)(3)の59単位に加え、(4)に定める最低必要単位を修得しなければ教育職員免許状授与の所要資格を得ることができない。